
原 著

戦前の日本赤十字社看護婦・看護人の点呼召集

山崎 裕二

Roll Call of Female and Male Nurses of the Japanese Red Cross Society before World War II

Yuji Yamazaki

キーワード：点呼召集、日本赤十字社、看護婦、看護人

key words : Roll Call, the Japanese Red Cross Society, Female Nurse, Male Nurse

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the changes of the regulations and realities of the enforcement of roll call in the Japanese Red Cross Society (JRCS) before World War II, and to consider that feature.

The changes of the regulations are as follows. The enforcement interval of roll call was reduced from every year to every three years. From the review of nursing methods during two weeks, the program was changed to a personal investigation. The reason was the reduction of burdens for nurses, and an increased opportunity to review the nursing method through the expansion of peacetime relief.

The realities of enforcement are as follows. JRCS enforced roll call for Tokyo residents in 1898 and 1903. It enforced roll call on a national scale by its headquarters and branches in 1908, and continued to enforce it on a national scale after every three years until 1935. The percentage of female nurses' attendance was lower than that of male nurses. The reason for absence was usually illness. The leaders of JRCS emphasized not only the observance of the army's order but also a method of nursing based on humanism and the internationalization of nursing. They indicated that an improvement in the percentage of attendance and a missing nurses' dissolution were future subjects for examination.

I propose that roll call played a role that held and strengthened the identity, motivation, and sense of solidarity of female and male nurses of the JRCS, who were present in various places of work and homes, after their training school graduation.

受付日：2014年10月18日 受理日：2015年1月15日

日本赤十字看護大学 Japanese Red Cross College of Nursing

要 旨

本研究では、戦前の日本赤十字社の点呼召集の規程の変遷や施行の実態を明らかにし、その特徴について考察をした。規程の変遷については、1889年の毎年施行、2週間以内の看護法復習から、1898年の隔年施行、簡閲点呼または2週間以内の復習へ、さらに1910年の3年ごとの施行へと簡略化された特徴が明らかになった。その理由として、看護婦・看護人の負担軽減、平時救護の拡大による看護法復習機会の増大などが考えられた。施行の実態については、①1898年と1903年に本部が東京在住者を対象に実施し、1908年に本部・支部の全国規模で実施後、3年ごとに1935年まで全国規模で実施されたこと、②応召率は看護婦より看護人が高く不応召理由に病気が多いこと、③日赤幹部の論告では軍律遵守だけでなく博愛主義に基づく看護、看護の国際化などが強調されたこと、④応召率向上と所在不明者解消が課題として指摘されたことなどの特徴が明らかになった。点呼召集は、養成所卒業後、日赤以外の多様な職場や家庭にいた看護婦・看護人の日赤救護員としてのアイデンティティや連帯感、救護へのモチベーションを保持し強化する役割を果たし、日赤救護の質を維持・向上するための「継続教育」としての歴史的意義をもつものと考えられる。

I. 研究の背景と意義

日本赤十字社（以下、日赤と略称）は1890年に看護婦養成を開始した。その前年制定の養成規則には、「毎年一回東京在住ノ者ハ本社ニ召集点呼シ在地方ノ者ハ其ノ地方支部ニ於テ点呼スル」との規定があった。この「召集点呼」は、その後「点呼召集」と呼ばれるようになったが、どのような制度であったのか。

日赤の点呼召集に言及した文献は亀山（1984）と山崎（2004）以外に見当たらない。亀山（1984）は、点呼召集規程が1910年に作られ、1925年に改正されたこと、点呼召集の第1回が1911年、第2回が1914年、第3回が1917年、第4回が1920年と3年ごとに開催されたこと（1924年は関東大震災のため中止になったこと）、1926年に実施された第5回点呼召集の救護員（医員、看護婦長、看護人長、看護婦、看護人）の応召成績表、第3回から第5回までの応召率が83.2%から77.6%に低下したこと、第5回の看護婦の応召率が全救護員中で最も悪く、この時の看護婦の既婚率が55.2%で、子どもがいる者39.6%、無職の者41.6%、不応召看護婦の中に妊娠している者が27人いたことを断片的に紹介した。そして次のように考察をしている。

日赤側はしだいに目立ち始める個人主義化や、社会の価値の変動化の中で、救護員の応召率が低下することに対し、組織を作ることによって横のつながりを深め、歯止めしようと考えたとも思える。しかも、一般的な看護婦に対する評価の低落は、看護婦という職業への魅力を失わせることにつながり、公衆衛生部門などの拡張期に伴い、看護婦のレベルアップをはかる上からも、人材難になる危険性があった、と考えられる。日赤の救護事業の最前線にある看護婦の質の低下は、そのまま日赤のイメージダウンにつながることになるのである。それはまた、創設以来の伝統の維持を困難に

する事態でもあった。これらの理由から、日赤の当事者らは、同方会設立へ積極的なはたらきかけを行ったのだと考える。（亀山, 1984, p.200）

この亀山の認識は、日赤看護婦同方会結成の背景として救護看護婦の応召率低下を見ているにすぎない。点呼召集とは何のために作られた制度なのか、何をモデルとして作られたのか、その詳しい実態は何かなどの点呼召集の制度やその思想を明らかにしようとする意図はなかったといえる。

一方、山崎（2004）は、日赤看護人研究の延長上に、応召率と職業別データを日赤看護婦と比較して、「救護看護婦は医療・看護や助産の場と家庭に、救護看護人は医療以外の場に進む者が多かったことがわかる。日本社会の近代化とともに医療の世界においてもジェンダー分業体制が確立していったわけであるが、日赤救護員においても男性は医員、調剤員、書記として任用され、女性は看護婦として任用されるというジェンダー分業体制が確立していったのである」（p.39）と述べた。また、1920年代半ばまでは救護看護婦と救護看護人の両性による戦時・平時救護体制が機能していたことと、点呼召集の職業別人数のデータからみれば実際の日赤救護看護婦は多様な職業をもつ集団であることから考えて、日赤救護史における看護婦研究の見直しの必要性を述べた（p.39）。しかし、その後、この視点からの日赤看護婦研究は行っていない。

以上の文献検討の結果、点呼召集を研究対象の中心にすえ、その実態を明らかにすること必要であると考えられる。点呼召集の歴史が明らかになることにより戦前の日赤救護看護婦・看護人の全体像を理解する一助になると考える。なお、日赤救護員に対する平時召集は、点呼召集のほか演習召集、講習召集、救護召集があったが、点呼召集が召集制度の基礎であり、また、点呼召集施行後の報告には救護看護婦・看護人の実態を示す応召率や就業状況などの貴重なデータが含まれ

ていることから、本稿では点呼召集に限定して研究を行った。

Ⅱ. 研究目的

戦前に日赤が制度化した看護婦・看護人の点呼召集について、規程の変遷や施行の実態を明らかにし、その特徴について考察をする。

Ⅲ. 研究方法

調査した史料は、『日本赤十字社史稿』（1911年）、『日本赤十字社続稿・下巻』（1929年）および戦前の日赤機関誌『日本赤十字』（1891-1914年）・『博愛』（1914-1944年）である。

研究倫理に関しては、本研究の対象は人ではなく点呼召集制度であるため、史料の典拠を示すといった歴史研究の一般的な倫理を遵守した。掲載写真の使用許諾は日本赤十字社から得た。

Ⅳ. 結果

A. 点呼召集に関する規程の変遷

1. 看護婦養成規則（1889年）

点呼召集に関する最初の規定（条項）は、日赤看護婦養成規則（1889年）第19条の「生徒卒業後ハ本社看護婦名簿ニ登録シ毎年一回東京在住ノ者ハ本社ニ召集点呼シ在地方ノ者ハ其ノ地方支部ニ於テ点呼スル者トス」であった（日本赤十字社, 1911a, pp.751-752）。この養成規則には地方支部に関する詳しい条項がなかったため、その後、地方部看護婦養成規則（1896年）が制定され、「看護婦ハ其所管ノ地方部ニ於テ毎年一回召集シ二週間以内看護法ヲ復習セシメ其旅費及滞在日当（召集地在住者ハ日当ノミ）ヲ支給ス」と定められた（日本赤十字社, 1911a, p.770）。また、同年に制定された準備看護人規則にも同様の条項が盛り込まれた。

2. 本社準備看護婦規則（1898年）

1898年改正の日赤本社準備看護婦規則では「毎年一回ノ点呼召集ヲ改メテ隔年一回本部ニ召集シ簡閲点呼又ハ二週間以内ノ復習ヲ行ヒ」（日本赤十字社, 1911a, p.774）となり、実施間隔が隔年に変更され、目的も看護法復習のほか簡閲点呼（身上調査と論告に限定）が選べるようになった。この規則制定に伴い支部準備看護婦規則、準備看護人規則も同様に変更された。

3. 救護員召集規則（1903年）

1903年、初めて独立した規則として救護員召集規則が制定され、召集に関する条項が体系化された。救護員の召集は、非常召集と平時召集に大別され、さらに非常召集は充員召集と補充召集に、平時召集は演習召

集、講習召集、点呼召集に分けられた。点呼召集の目的は、「救護員名簿ニ対照シテ身上ノ異動ヲ調査シ且ツ必要ノ論告ヲ与フル為メ」（第22条）と簡閲点呼だけになった。点呼召集の間隔は、召集規則には定められず、同年制定の救護員採用規則で「点呼ハ看護婦以下ノ者ヲ誓約年間隔年毎ニ之ヲ行フ」（第22条）と隔年実施が踏襲された。なお、同規則では誓約年数は看護婦長・看護婦15年、看護人長5年、看護人10年とされた（日本赤十字社, 1904, 付録pp.1-11）。

4. 救護員召集規則および救護員点呼規程の改正（1910年）

1910年、本部と支部の点呼方法を統一するために救護員召集規則が改正された。非常召集が戦時召集に名称変更され、平時召集の中に天災救護召集が追加された。点呼召集の目的は「点検及論達ノ為」と簡潔な表現となった。点呼召集の間隔は隔年から3年に変更された（日本赤十字社, 1910, 付録p.1）。また、従来の召集点呼の対象は看護婦以下であったが、この規則改正により医員を含む救護員全体が対象に変更された（日本赤十字社, 1929, pp.173-174）

召集規則改正に従って改正された点呼規程では、点呼施行の時期は10月に、その日数は3日以内と定められた。点呼時に行う事項は、「一、呼名点検 二、総裁殿下ノ御諭旨捧読 三、健康及在郷間ノ状態調査 四、諸規程ノ新定又ハ改正ニ関スル事項及其ノ他必要ナル事項ノ注意 五、身上異動ノ調査 六、外国語又ハ他ノ専門ノ學術ヲ修得セシ者ハ其ノ學歷ノ調査 点呼ヲ終リタルトキハ施行主任其ノ結果ヲ講評シ且本部ニ在リテハ社長支部ニ在リテハ支部長論告ヲ与フ」と定められた。点呼終了後10日以内に、各支部長は社長に、点呼施行月日、応召及不応召職別人員表（所管別）、応召員職業別人員、外国語等の學歷調査結果を報告するとした（日本赤十字社, 1910, 付録pp.12-13）。

5. 救護員召集規則改正（1916年）

点呼召集の施行主任が、本部では第一部長から救護課長に、支部では支部副長から支部主事に変更された。点呼終了後、社長もしくは支部長が論告を与えるとの条項や、支部長は点呼終了後、以下の書類を10日以内に社長に報告するとの条項が追加された。「（一）応召及不応召職別人員表（二）応召員職別人員表（三）応召女救護員結婚者人員表（四）他支部へ召集依託救護員人員表（五）点呼召集ヲ行ハサリシ救護員人員表」（日本赤十字社, 1929, p.170）。

6. 救護員召集規則の改正（1921年）

1921年の改正では、点呼召集に関する変更はなかった。

7. 救護員召集規則の改正（1925年）

日赤の診療機関に就職している救護員や、点呼召集の年度に救護員として任用された者、同年度に他の召集から解除された者に対しては、点呼召集を省略して

よいことになった（高橋，1927，p.18）。

以上、点呼召集に関する規程の変遷をたどってみた結果、当初は毎年実施の計画であったが、その後、隔年、3年毎と実施間隔が延長されていったこと、点呼の内容も看護法の復習から身上調査と論達を目的とした簡閲点呼に変化した実態が明らかになった。

B. 点呼召集の施行の実態

1. 施行状況

点呼召集が初めて施行されたのは養成規則制定から9年後の1898年11月10日で、日赤本部による東京府在住看護婦の召集であった。日本赤十字社史稿（1911a）には、「看護婦ノ平時ニ於ケル身上ノ如何ヲ実査シ併セテ必要ノ論告訓示ヲ与フル為メ締約年限中隔年一回召集シ簡閲点呼ヲ執行スヘキコトハ既ニ規定セラレタル所ナルカ卒業看護婦尚ホ僅少ニシテ従来未タ之ヲ実行セサリシモ卒業在郷ノ者漸ク其多ヲ加ヘ召集点呼ノ必要アルノミナラス前記看護婦外勤部開始ニ付テハ此際卒業看護婦ヲ一堂ニ会シ外勤部開設ノ趣旨ヲモ親シク説示セハ同部志願者勧奨ノ一端タルヘキヲ以テ外勤部開始ノ日ニ於テ府下在住ノ看護婦ヲ召集シ」（p.712）とある。召集点呼の目的のほかに、外勤部〔派出看護婦を患者の家庭に派遣する部門：引用者注〕への志願者を勧奨する目的もあったことがわかる。

点呼の場所は日赤病院の看護婦生徒教場で、参列者は日赤社長や副社長のほかに主だった幹部が参加した。点呼前に別室で身体検査を実施し、その後、第1回卒業生から順番に点呼し整列した。社長の論告、主任幹事の訓示の後、解散となった。召集21人、召集日数1日、応召13人（応召率61.9%）、身体検査合格13人、不応召者の内訳（病気事故5人、府外転居2人、理由なく欠席1人）であった（日本赤十字社，1911a，p.713）。

1898年の時点では規程上、隔年開催の実施であったが、2回目の本部看護婦の点呼召集は5年後の1903年に実施された。この時の召集対象者は東京府内在住の本部・支部所管看護婦194人と看護人121人の合計315人であった。日赤本社病院勤務看護婦45人と外勤部勤務看護婦66人は健康状態や住所などが判明しているため召集は猶予された（日本赤十字社，1903，pp.43-45；日本赤十字社，1911a，pp.723-724）。結果は以下のとおりであった。

- 11月26日 本部看護婦72人の召集、応召44人（応召率61.1%）
- 11月27日 支部看護婦122人の召集、応召77人（応召率63.1%）
- 11月28日 本部・支部看護人121人の召集、応召98人（応召率81.0%）
- 不応召理由 病気28人（看護婦21人、看護人7人）、他管転居その他事故40人（看護婦30人、看護人10人）、住所不明21人（看護婦16人、看護人5人）、理由不明7人（看

護婦6人、看護人1人）

この点呼召集後、日露戦争（1904-1905年）での戦時救護の影響のためしばらく施行されなかった。3回目の点呼召集は、1908年10月、本部と支部の点呼の時期と方法を統一することを目的に施行された。この時は看護婦・看護人のほかに輸送人〔男子患者輸送人：引用者注〕が召集された（日本赤十字社，1929，pp.170-172）。結果は以下のとおりであった。

- 本部・支部看護婦合計2,067人の召集、応召1,500人（応召率72.6%）
- 本部・支部看護人合計510人の召集、応召449人（応召率88.0%）
- 本部輸送人128人の召集、応召121人（応召率94.5%）
- 不応召理由 病気事故514人（看護婦472、看護人42、輸送人6）
- 理由不明114人（看護婦95、看護人19、輸送人1）

当時の規定（隔年施行）からすれば、この後の点呼召集は1910年施行であったが、1910年は召集規則改正の作業中であったため各支部に施行の延期が通達された（日本赤十字社，1929，p.173）。同年末に救護員召集規則が改正された結果、3年ごとの施行に変更になり、直近の1908年の3年後となる1911年から新点呼規程による本格的な施行が開始された。以後、日赤の公式な記録類には1911年の点呼召集を第1回とし、最後の点呼召集となった1935を第8回と記している（日本赤十字社，1935，p.39）。しかし、実際に本部・支部が全国規模で統一的に点呼召集の施行を開始したのは、前述の1908年からである。よって、本部・支部による全国規模での実施は、1908年、11年、14年、17年、20年、26年、29年、32年、35年の計9回で、関東大震災が発生した1923年を除いてほぼ規程で定められた通り3年ごとに実施された。その中で、1911年は本部と一部の支部の点呼成績が機関紙『日本赤十字』に報告されているが（日本赤十字社，1911b，pp.23-25）、全国集計の成績は見当たらない。1914年は書類消失のため詳細は不明である（日本赤十字社，1929，p.174）。

2. 応召状況

本部・支部一斉の点呼召集が施行され始めたのは1908年以降である。その応召状況は表1のとおりである。特徴は、男性救護員の応召率の方が看護婦長・看護婦の応召率より高かった点である。

不応召の理由を表2にまとめた。特徴は、職名を問わず病気が多かった点、不応召者が多かった看護婦長・看護婦の場合、家族の看護、妊娠中・産後といったジェンダー特性に関係するものが多かった点である。

3. 就業状況

点呼召集時の職業調査の全国集計データは1917年以降のものが存在する。それをまとめたのが表3である。特徴は、看護婦長・看護婦の場合、どの施行年におい

表1. 全国一斉に施行された点呼召集の応召状況
(本部・支部の合計)

(上段：召集人数、中段：応召人数、下段：応召率%)

年(回数)	医員	看護婦長	看護婦	看護人長	看護人	輸送人
1908	(未召集)	(不明)	2,067 1,500 72.6	(不明)	510 449 88	128 121 94.5
1911 (第1回)	本部と東京支部他一部の集計データあり (全国の集計データは不明)					
1914 (第2回)	書類消失のため集計データなし					
1917 (第3回)	145 136 93.8	223 188 84.3	2,448 1,947 79.5	56 54 96.4	678 627 92.5	
1920 (第4回)	183 166 90.7	267 210 78.7	3,211 2,418 75.3	65 62 95.4	778 709 91.1	
1923	関東大震災のため中止					
1926 (第5回)	147 137 93.2	225 191 84.9	3,494 2,652 75.9	6 6 100	91 89 97.8	
1929 (第6回)	148 139 93.9	213 185 86.9	3,978 3,128 78.6	2 2 100	74 73 98.6	
1932 (第7回)	131 116 88.5	185 162 87.6	4,251 3,568 83.9	1 1 100	58 58 100	
1935 (第8回)	154 142 92.2	219 187 85.4	4,983 4,279 85.9	1 1 100	22 21 95.5	

[注]・1917年の人数は本部と37支部の合計で、その他11支部の報告がなかったためここには含まれていない。
(『日赤社史続稿・下巻』、機関紙『日本赤十字』『博愛』の記事により作成)

表2. 全国一斉に施行された点呼召集の不应召の理由
(本部・支部の合計)

(婦長=看護婦長、婦=看護婦、人長=看護人長、人=看護人、輸=輸送人)

年(回数)	職名	病気	事故	事故理由の内訳	其他
1908	婦	472			95
	人	42		(不明)	19
	輸	6			1
1917 (第3回)	医員	3	2		4
	婦長	18	13		4
	婦	272	157	(不明)	72
	人長	0	1		1
	人	20	22		9
1920 (第4回)	医員	11	6		0
	婦長	35	15		7
	婦	394	204	(不明)	195
	人長	0	3		0
	人	25	24		20
1926 (第5回)	医員	8	2	家族の看護(多数)、妊娠中・産後(27)、旅行中(6)、暴風雨交通途絶(4)、無届(2)、召集状遅着・召集期日勘違い・結婚当日(各1)	0
	婦長	19	11		4
	婦	420	227		195
	人長	0	0		0
	人	0	1		1
1929 (第6回)	医員	5	4		0
	婦長	10	14	家族の看護(多数)、妊娠中・産後(3□)、旅行中(8)、召集状遅着(1)	4
	婦	384	247		219
	人長	0	0		0
	人	1	0		0
1932 (第7回)	医員	9	6		0
	婦長	13	10	妊娠中・産後(50)、家族の看護(32)	0
	婦	303	199		181
	人長	0	0		0
	人	0	0		0
1935 (第8回)	医員	4	7		1
	婦長	19	9	妊娠中・産後(83)、家族の看護(29)	4
	婦	295	237		172
	人長	0	0		0
	人	0	1		0

[注]・1908年は病気事故者の合計人数しかない。
・1917年の人数は表1の[注]に同じ。
・表中の□は史料の活字抜けにより文字の判読不明。
(『日赤社史続稿・下巻』、機関紙『日本赤十字』『博愛』の記事により作成)

表3. 第3回から第8回までの点呼応召者の職業別人数(本部・支部の合計)

(婦長=看護婦長、婦=看護婦、人長=看護人長、人=看護人)

年	職名	官公吏	教員	医業	看護業	産婆業	会社員	商業	農業	工業	無職	其他
1917 (第3回)	医員	4	—	131	—	—	1	—	—	—	—	—
	婦長	2	3	—	86	6	1	3	1	—	77	9
	婦	2	20	3	944	148	1	24	12	2	759	32
	人長	16	—	3	5	—	3	13	3	—	—	9
	人	152	—	5	37	—	66	94	143	38	24	68
1920 (第4回)	医員	4	—	162	—	—	—	—	—	—	—	—
	婦長	7	1	2	103	19	—	6	1	—	57	14
	婦	13	20	2	1,063	161	2	46	32	6	849	224
	人長	15	—	3	4	—	7	8	9	—	2	14
	人	180	2	3	35	—	104	97	133	53	8	94
1926 (第5回)	医員	7	—	130	—	—	—	—	—	—	—	—
	婦長	5	3	1	72	22	—	12	6	—	63	7
	婦	55	15	4	1,012	206	7	108	66	1	1,121	57
	人長	2	—	—	—	—	—	2	—	1	—	1
	人	19	1	—	2	—	13	16	23	6	—	9
1929 (第6回)	医員	4	3	131	—	—	—	—	—	—	—	1
	婦長	7	3	1	67	21	1	9	4	—	65	7
	婦	68	18	4	1,270	226	12	100	52	27	1,262	89
	人長	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	8	—	2	3	—	8	15	23	4	1	9
1932 (第7回)	医員	6	—	109	—	—	—	—	—	—	—	—
	婦長	3	—	1	68	23	—	8	4	—	53	4
	婦	47	22	1	1,405	253	8	78	55	7	1,620	72
	人長	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	15	—	—	3	—	8	7	17	1	2	5
1935 (第8回)	医員	9	—	133	—	—	—	—	—	—	—	—
	婦長	2	1	2	82	18	2	6	2	1	67	4
	婦	26	14	6	1,852	263	17	75	61	4	1,905	56
	人長	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	5	—	—	—	—	4	4	6	1	—	2

(『日赤社史続稿・下巻』、機関紙『日本赤十字』『博愛』の記事により作成)

ても看護業と無職が同じ程度で一番多く、次いで産婆業が多い点である。しかし、官公吏、教員、商業、農業に従事する者も比較的多かった。一方、看護人の場合、看護業は少なく、官公吏、会社員、商業、農業が多く、看護婦に比べより多様な職業構成であった点が特徴的である。

4. 婚姻状況

点呼召集時の結婚・子どもの有無に関する統計を『博愛』の記事から確認できるのは、1917年の第3回から1935年の第8回までである（ただし1920年の第4回を除く）。年によって看護婦長と看護婦に分けたデータがある場合とない場合があるが、その特徴は、25歳以上の看護婦の半数が結婚している点、大正から昭和になるにつれて早く結婚し子どもが生まれる傾向が強まった点である。

C. 点呼召集に対する日赤幹部の期待と評価

1. 点呼召集時の論告に表現された期待

a. 1903年本部点呼召集時の論告

1903年の本部点呼召集時、小澤武雄副社長が行った論告の要点は、「救護員ノ責任ヲ思フヘキコト」「地位ヲ自重シテ誠実ニ職務ヲ盡スヘキコト」「命令ヲ遵奉シ軍記ヲ守ルヘキコト」「同僚ノ和親ヲ保ツヘキコト」であった（日本赤十字社, 1903, pp.43-45）。和親保持の理由として、戦時の救護班は複数支部の混成の可能性のあるからと述べている点が特徴的である。

b. 1908年召集点呼時の論告

本部・支部統一の点呼召集が開始された1908年、支部長論告の統一を図るため本部から各支部に次のような論告要旨が通達された。「総裁殿下ノ御諭旨ヲ反復敷衍スルハ勿論紀律遵守、身上異動ノ届出其ノ他戦時充員召集時ニ於ケル心得方等を挙ケテ懇切論告セラレ度」。このほか長期任用者に対する学術研鑽と規律遵守精神の涵養を喚起することが強調された（日本赤十字社, 1929, pp.172-173）。

一方、本部召集で小澤武雄副社長は次のような論告を述べた。「軍規軍律は固より厳に遵守せねばならぬが、患者を取扱ふに報国恤兵、博愛慈善の主義精神からして懇篤親切を旨とする、之が本社救護員の特色たるべきものである [略] この温い看護、殊に看護は婦人に勝るものはないのであるが、其優しい婦人の看護の如き赤十字社がなければ陸海軍に於ては到底得ることが出来ないのである」（日本赤十字社, 1908, p.18）。日露戦争後、戦時救護の中心として看護婦組織救護班の準備数を拡大しつつあった時期の発言として特徴的である。

c. その後の本部点呼召集時の論告

1911年（第1回）の本部・小澤副社長は、「今回の如く救護医員までも召集するは始めての事なれば、[略] 此の機会を利用して相互の親睦を敦くせんことを希望す」、[「日赤定款の目的条項が：引用者注】災

害に起因する傷病者の救護事業が確定的規定に移りたるのみならず其の他平時に於ける救護事業の範囲を拡張せること甚だ較著なる [略] 去四十二年には英国ロンドンに於て万国連合看護婦大会の開かるるありて本社看護婦団体よりも其の代表者を出席せしめたり該会の目的は看護婦の改善に依り人類の健康を増進し社会の平和を保持せんと欲する」と論告した（日本赤十字社, 1911b, p.24）。医員と看護員との意思疎通、平時救護の活動拡大、国際看護婦協会（ICN）との交流を強調している点が特徴である。

1926年（第5回）の本部・平山成信社長の論告では、従来の救療災害事業や結核予防などの外に妊産婦・児童保護、青少年赤十字などの活動が加わり、「赤十字事業ハ世界的トナリ、将来益々事業ノ範囲拡大セラルルニ至ルヘキヲ以テ今後ハ一層救護員諸氏ノ活動ニ待ツヘキモノ尠カラス」ことが強調された（日本赤十字社, 1926, p.43）。

1935年（第8回）の本部・徳川罔順社長の論告では、「這般の満州及上海事変に際しては本社は昭和六年十一月以来救護班二十六箇其の人員六百八十五名を派遣し陸海軍の衛生勤務を幫助して能く其の成績を挙げ聲譽を發揚し得たる」こと、「本社の事業は今後益々拡張せらるるに至るべきを以て将来一層諸子の活躍に待つもの尠からず」ことが強調された（日本赤十字社, 1935, pp.28-29）。1937年の日中戦争が本格化する前であり、まだ戦時への緊張感それほどでもなく平時救護の拡大に対する救護員の協力を期待している点が特徴である。

2. 点呼召集施行後の評価

日赤の救護部門のトップであった高橋高教護課長は、1926年（第5回）の成績を次のように総括した。応召率の平均が第3回や第4回に比べ低下したのは、日赤機関勤務者や任用初年度の者などは点呼を省略できるようになったためであろう。海外在住者や旅行者の中で住所不明者が多いのは届出を怠っているからであり非常に遺憾である。遅刻者のため開始時刻を予定より遅らせた支部が多くあったようであるが、「規律に依り行動する救護員として最も戒むべきことである」。また、召集事務の担当職員に対し「点呼召集の際最近に於ける本社事業の概要を会得せしむるの着意のなかつた支部があつたやうであるが、考慮を要する」、「召集は本社の重要な事務であるから、当事者は平素周密なる計画を立て、救護員の動静に付ては各種の手段方法に依り調査し、住所不明の爲め召集状を送附し得ざるやうな失態なきやう」と注意喚起した（高橋, 1927, p.19）。

1929年（第6回）の成績について、高橋救護課長は、平均応召率は第5回と比べ良好であるが、まだ不応召者の中に住所不明が多いこと（70人）を問題視し、「住所不明の爲め、召集状を發送し得ない救護員が、未だ

その跡を絶たないのは、明らかに召集事務に於ける一大汚点であると云はなければならぬ」と前回より強い口調で訴えた（高橋，1930，p.10）。

1932年（第7回）も高橋の評価を紹介すると、平均応召率は向上したが、相変わらず住所氏名変更の届出を怠っている者や無届不応答者が減らないことを遺憾と述べ、「諸子は我赤十字社といふ一大家庭で教養せられ、相携へて崇高なる人類愛に専念する人々であるから、各自の道義心を尊重し、本社では特に此等を制裁するが如き規程は設けられて居ないのである。どうか是等の趣旨を普く了得し、互に相戒めて将来一層の成績向上を期せられんことを切望して止まぬ」（高橋，1932，p.9）と、不応召の救護員たちの情に訴えた。

1935年（第8回）の成績について、社報欄の無署名記事であるが、平均応召率は良好であったため、「さすが国家非常時の反映とも見られて誠に心強さを感じず」と評価した。反面、これまでと同様に、「然し中には身上異動の届出を閑却して応召不能となつたり甚しきは極めて少数ではあるが無届不応召の尚全然其の跡を絶たないのは頗る遺憾とする所である」と指摘した（日本赤十字社，1935，p.39）。繰り返し届出を出さない救護員に対して注意喚起をした点が特徴的である。

V. 考察

A. 点呼召集の簡略化の理由

点呼召集規程の変遷の特徴として、実施間隔と内容の簡略化が明らかになった。この理由として、第1に、多様な職業に就いていた看護婦・看護人の負担を軽減しようとする日赤の配慮が考えられる。看護人だけでなく看護婦も官公吏、教員、商業、農業などの看護・助産以外の仕事に従事したり無職（その多くは主婦）であったりした。職業婦人であり家事・育児を担う看護婦たちが2週間の看護法の研修を受けることは現実的ではないと日赤が判断したと考える。

第2の理由として、現役の看護婦や災害救護・陸軍演習救護への参加者の増加により看護法復習の必要性が少なくなっていくことが考えられる。看護婦の約半数が看護業・助産業であることから日常的に医療・看護の知識・技能を維持していた。3年ごとの実施と期間も3日以内に簡略化されたのは1910年であるが、その前年1年間の平時災害救護に従事した看護婦長・看護婦は160人、看護人長・看護人は21人であり、年間24件、救護日数223日、救護実人数5,711人であった（日本赤十字社，1909，p.36）。こうした災害救護への派遣が看護法の復習につながっていたと考える。

第3の理由は、日赤が簡閲点呼を導入した1898年の2年前に、陸軍召集条例が改正され簡閲点呼が既に導入されていたからだと考える。それは、「毎年夏、現

役を終え、郷土に帰っている予備役、後備役の在郷軍人と、現役になれず兵営教育を受けていない補充兵役にあるものを召集し検閲すること。目的は軍人としての心得や動作の確認のほか、予備兵力としての居住地、存在の有無の点検の意味もある」（原・安岡，1997，pp.232-233）という制度であった。日赤幹部には陸軍関係者が多く簡閲点呼が救護員の点呼召集のモデルになったと考える。

B. 施行までに時間がかかった理由

点呼召集の最初の規定（条項）制定から施行までに本部で9年、支部で19年という長い時間がかかった特徴が明らかになった。この理由は、看護婦養成数がある程度にならないと施行する意味がなかったからだと考える。最初の本部施行1898年の前年度までの本部看護婦生徒卒業生は65人、10支部の卒業生は合計で160人（1支部平均16人）であり、支部での点呼召集施行は時期尚早と判断されたと考えられる。また、本部・支部が統一して施行した1908年時点では、北海道から鹿児島までの46支部で1支部平均56人の卒業生がおり、ほとんどの支部で毎年10人以上の卒業生が出ていた（日本赤十字社，1911a，pp.790-793）。それゆえ点呼召集の施行が可能との判断が下されたと考える。

C. 看護婦の応召率が低かった理由

看護婦応召率は医員・看護人に比べ低かった。この理由には徴兵制度の影響が考えられる。男性救護員は徴兵制による兵役経験者であり、除隊後も簡閲点呼を受ける義務があった。その習慣が応召率の高さに反映したと考える。一方、看護婦の場合、結婚後の転居、妊娠・出産・育児などの影響が考えられる。支部によっては、この看護婦の特性に配慮して子ども同伴の参加を認めた結果、1930年代の応召率向上につながったと考えられる（写真1）。しかし、看護婦の応召率が1932年と1935年に80%を超えた。これは満州事変（1931年）と上海事変（1932年）が影響したといえる。両事変に派遣された日赤救護班は26個（本部ほか46支部から看護婦540人召集）であった（日本赤十字社，1957，p.246）。誓約年限中の看護婦にとって身近な者が召集され緊張感が高まった結果ではないかと考える。

D. 就業状況について

看護婦長・看護婦は看護業とともに無職が多かったが、これは婚姻状況のデータからみて主婦として家事・育児に従事していた者たちであろう。次いで産婆業が多かったのは、1920年代に日赤本部・支部が産婆養成を開始したことが影響したと考える。官公吏と教員の中には学校看護婦や巡回看護婦などが含まれていた（山崎，2014，p.89）。一方、看護業の看護人が少なかったのは、病院・診療所・派出看護婦会などの就業先が少なかったからである。内務省「衛生局年報」によれば1920年の看護婦数は29,978、看護人数は57であり（厚生省，1976，p.587）、就業看護人の数が少ないこ

補完・支援する人材として地域社会の潜在日赤看護師を位置づけ、ボランティア要員として希望者には定期的な研修教育を提供するシステムを構想できるのではないか。日赤で学んだ災害看護（救護）の知識や経験を非常時に生かすための新たな「継続教育」の開発が試みられてもよいのではないかと考える。

VI. 結論

日赤の点呼召集は、看護婦養成開始前年（1889年）に定められた最初の実施間隔や内容がその後簡略化され、卒業生の増加を待ち、1908年の全国規模での施行後、1935年まで3年ごとに実施された。その目的は、「戦時召集の予備的練習」や救護員の身上調査、点検・論議を行うことにあった。養成所卒業後、日赤以外の多様な職場や家庭にいた看護婦・看護人の日赤救護員としてのアイデンティティや連帯感、救護へのモチベーションを保持強化する役割を果たした。また、看護業から離れ民間にいた救護看護婦・看護人のネットワーク形成という成果を生み出した。こうした点呼召集の歴史的意義に学び、今日的意味を再考するなら、地域社会に存在する潜在日赤看護師のキャリアを活用する「継続教育」が構想されてもよいのではないかと考える。

文献

- 原剛・安岡昭男（1997）. 日本陸海軍事典. 東京: 新人物往来社.
- 亀山美知子（1984）. 近代日本看護史 I. 日本赤十字社と看護. 東京: ドメス出版.
- 厚生省（1976）. 医制百年史・資料編. 東京: ぎょうせい.
- 黒川章子（2001）. 1909年のイギリス赤十字社「ボランティア-救助部隊」の誕生. 立命館産業社会論集, 37 (3), 115-133.
- 内閣府（2010）. 子ども・子育て白書（平成22年版）. 東京: 佐伯印刷.
- 日本赤十字社（1903）. (彙報) 準備看護員簡閲点呼. 日本赤十字, 129, 43-45.
- 日本赤十字社（1904）. 録事. 日本赤十字, 130, 付録 1-11.
- 日本赤十字社（1908）. (彙報) 救護員点呼召集. 日本赤十字, 224, 18-20.
- 日本赤十字社（1909）. 明治四十二年度事務会計報告. 日本赤十字, 273, 35-40.
- 日本赤十字社（1910）. 録事. 日本赤十字, 277, 付録 1-14.
- 日本赤十字社（1911a）. 日本赤十字社史稿. 東京: 日本赤十字社.
- 日本赤十字社（1911b）. (彙報) 救護員点呼召集. 日本赤十字, 289, 23-25.
- 日本赤十字社（1917）. 救護員点呼召集成績. 博愛, 368, 13.
- 日本赤十字社（1926）. (社報) 本部救護員点呼召集. 博愛, 473, 42-43.
- 日本赤十字社（1929）. 日本赤十字社史稿（下巻）. 東京: 日本赤十字社.
- 日本赤十字社（1935）. (社報) 本部第八回救護員点呼召集. 博愛, 582, 28-34.
- 日本赤十字社（1935）. (社報) 第八回救護員点呼召集. 博愛, 583, 38-40.
- 高橋高（1927）. 第五回点呼召集の成績に就て. 博愛, 479, 18-20.
- 高橋高（1930）. 第六回点呼召集の成績に就て. 博愛, 512, 10-11.
- 高橋高（1932）. 第七回点呼召集の成績を顧みて. 博愛, 547, 9-10.
- 山崎裕二（2001）. 1920-45年における日赤看護人. *Quality Nursing*, 7 (6), 61-67.
- 山崎裕二（2004）. 戦前の日本赤十字社救護員の点呼召集について—ジェンダーの視点から見えてくるもの—. 日本看護歴史学会第18回大会講演集, 38-41.
- 山崎裕二（2014）. 1920-1930年代における日本赤十字社「社会看護婦」の思想と実践. 日本看護歴史学会第28回学術集会講演集, 88-89.